

残業税

高島第一中学校3年

西山 瑠美

最近、父の帰りが遅い。部署を異動になってから、毎日遅くまで残業している。在宅勤務が明けてからは、特に父の負担が大きいように感じられる。しかし、父は管理職の立場であるために、残業代は支払われないそうだ。他にも父のように辛い思いをしている人が日本社会にはたくさんいるのだろう。

残業は、やはり個人の問題ではなく、根本には組織的な問題がある。国の機関である厚生労働省での多数の長時間残業も報道されたが、こうした組織的残業の改善に向けて、私は「残業税」の導入を主張したい。

私が考えるこの「残業税」というのは、法人税に上乘せする形で、社員の平均残業時間が一定以上となっている会社に課税するという仕組みである。当初、この税を導入することで、企業全体の長時間残業への意識改善につながり、その効果がみられるかと考えていた。しかし、考えを重ねるうち、この税制度には大きな欠点があることに気づいた。

その一つが、一部の過労働からくる残業問題を解決できないという点だ。課税対象を社員の『平均』残業時間が一定以上の会社としてしまうと、一部社員の長時間残業が社員全体の平均では反映されづらくなってしまふ。例えば、太郎さんは残業時間が八十時間、花子さんは八時間のとき、二人の平均残業時間は四十四時間となる。これでは、太郎さんの負担が実際よりも大幅に軽い計算になってしまい、よい調査方法とは言えない。社員の総数が大きいほど同様のことがいえる。つまり、この課税制度は多くの社員を抱える大企業は課税されづらく、反対に社員数の少ない中小企業への課税が多くなってしまふのだ。

たとえ、この問題点を解決したうえで「残業税」を導入できたとしても、残業改善に向かう会社と残業の実態を見かけ上改善し実際には残業を行うように操作する会社の二つに分かれてしまふのではないだろうか。税の導入がこのような二極化を招いては元も子もない。

このように、私の考える「残業税」には重大な問題点が隠れていることがわかった。今回、自分自身で税制度を提案し、精査したことで「税の難しさ」という側面について触れることができたと思う。税は、導入によって得られるメリットとデメリットを持ち合わせているのかもしれない。中学生ながらに、税の大切さを感じる機会は増えてきているが、今回は税を新たな視点から捉えることができ、非常に良い経験になった。私は、税をまだ納める立場にないので、今まで税は縁遠い存在であった。私と同世代の小中学生もそう感じているはずだ。そこで、このような「自分があったらいいと思う税」について是非とも考えてみてほしい。互いに問題点の指摘やその税の利点を議論することも非常に良いことと思う。そして、より多くの人に税への関心を深めてもらいたい。